

別紙添付⑫

平成 2 4 年 1 0 月 2 5 日

大阪 市 中 央 区 本 町 1 丁 目 3 番 1 8 号

大阪 府 東 警 察 署

署 長 警 視 正 中 野 一 彦 様

内 容 証 明 郵 便 送 付

大阪 市 中 央 区 北 浜 3 丁 目 1 番 2 2 号

あ い お い 損 保 淀 屋 橋 ビ ル 1 0 階

大 洋 リ ア ル エ ス テ ー ト 株 式 会 社

代 表 取 締 役 堀 内 正 雄



何 者 か よ り の 脅 迫 電 話 の 件

清 秋 の 候 ま す ま す ご 健 勝 の こ と と お 慶
び 申 し 上 げ ま す 。

早 速 で ご ざ い ま す が 、 昨 年 （ 平 成 2 3 年 ）
3 月 1 日 大 阪 府 警 察 本 部 暴 力 団 対 策 室 長
上 岡 礼 儀 光 様 に 書 簡 を ご 郵 送 し ま し た 。 更
に 昨 年 8 月 に 、 当 方 が 平 成 2 3 年 8 月 1 日
東 京 地 方 裁 判 所 民 事 第 2 1 部 の 封 筒 を 悪
用 し た 「 明 治 三 百 代 言 」 よ り 受 領 し た 脅 迫
状 の コ ピ ー を 上 岡 様 に お 送 り し た 処 、 賀
集 ？ 様 よ り お 電 話 頂 き 、 当 社 の 管 轄 は 東 警

察署であり御署にご相談するようにとご指導頂きました。

そのため当社堀内は昨年（平成23年）9月26日午後4時頃御署刑事課に被害届を提出すべくお伺いしましたが受理して頂けず、係員の方が1階？の受付？に登録しておくとして門前払いの状況で帰されました。

その後この脅迫して来た明治三百代言は大きな動きをしていないように感じておりましたため、当方も御署にも何の連絡も致しておりませんでした。

最近（平成24年10月15日）別送当社ホームページで記載のごとく再び脅迫電話を受けております。御署刑事課に被害届を出そうとしても、前回と同じく門前払いのような結果になると思われますので、本書をもって被害届を出させて頂きます。

もし刑事課に出頭してご担当者に説明し被害届を出す必要があるようでしたら、ご担当者よりご連絡賜れば幸甚に存じます。

本書は後日の記録のため内容証明郵便で
ご送付申し上げます。

宜しくお願い申し上げます。

敬 具

別 送 ご 参 考 資 料

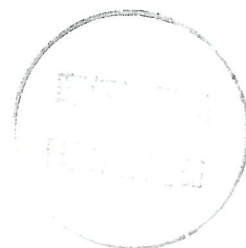
(1) 明 治 三 百 代 言 より 平 成 2 3 年 8 月 1
日 受 領 し た (消 印 は 7 月 2 8 日) 東 京 地 方
裁 判 所 民 事 第 2 1 部 の 封 筒 を 悪 用 し た 脅
迫 状

(2) 平 成 2 4 年 1 0 月 1 5 日 脅 迫 電 話 の
内 容 を 当 社 ホ ー ム ペ ー ジ で 発 表

c c : 大 阪 府 警 察 本 部 暴 力 団 対 策 室 長
上 岡 儀 光 様 (簡 易 書 留)

この郵便物は平成 24 年 10 月 25 日
第 126-11-52592-0 号書留内容証明郵便物として
差し出したことを証明します。 日本郵便株式会社

24.10.25



24.10.25